

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 50 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 51 年 8 月及び同年 9 月
④ 昭和 51 年 10 月から 52 年 1 月まで
⑤ 昭和 52 年 2 月から同年 5 月まで
⑥ 昭和 52 年 6 月及び同年 7 月

A社で勤務していた申立期間①から⑥までについて、国（厚生労働省）の記録では、私の標準報酬月額が、申立期間当時に受領していた給与の額に見合った額となっていないので、給与の額に見合った正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から⑥までの一部の給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、当該給料支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①から⑥までの当時の事業主にも連絡が取れないため、当該期間の報酬月額及び保険料控除額を確認することができず、また申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑥までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。